

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(市民税の納稅義務者等)	(市民税の納稅義務者等)
第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては <u>均等割額</u> によって、 <u>第5号の者</u> に対しては <u>法人税割額</u> によって課する。	第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては <u>均等割額</u> によって課する。
(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の <u>定め</u> のあるもの（第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第45条第1項において同じ。）	(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の <u>定め</u> のあるもの（第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第45条第1項において同じ。）
(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを <u>含む</u> 。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを <u>含む</u> 。）は、法人とみなして、この節中法人に関する規定をこれに適用する。
(均等割の税率)	(均等割の税率)
第31条	第31条

法人等の区分	税率
1 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第8号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	年 300万 額 円

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,298円とする。

法人等の区分	税率
1 資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第8号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	年 300万 額 円

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の2

5

（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の2

5

（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書

類を添付して市長に提出しなければならない。

7 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由
(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内を

類を添付して市長に提出しなければならない。

通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 平成18年7月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき3,298円とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

3 (略)

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引）の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第19条の3 平成16年度から平成21年度までの各

第19条の2 市民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引）の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各

年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する額とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条

7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納稅義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の4

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と

年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する額とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納稅義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の4

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と

区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあっては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあっては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあっては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる部分は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条及び第31条第2項の改正部分 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日
- (2) 附則第19条の2第1項の改正部分 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日部市税条例（以下「新条例」という。）附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。